

函館市女性会議補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動の推進を通して、女性の地位向上と男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として活動する函館市女性会議の安定的かつ継続的な運営等に資するため、函館市女性会議補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、函館市女性会議とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 函館市女性会議の運営に要する経費
- (2) 女性の地位向上と男女共同参画社会の形成を目的として実施する事業等に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、2分の1を超えた割合とすることができる。

(軽微な変更)

第5条 規則第9条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、第3条の各号に規定する補助対象経費の合計が10分の2を超えない範囲で増減する場合のこととする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。